

総合交通政策調査特別委員会の運営方針（案）

基本方針	内 容	備 考
① 調査方針	目指すべき将来都市像の実現に向けた、本市を取り巻く様々な交通課題に対応するため、都市交通ネットワークに関する本市施策等について必要な事項を調査する。	調査事項の詳細については、理事会で協議する。
② 調査事項	(1) 北海道新幹線に関する本市施策等の調査 (2) 都心アクセス道路整備に関する調査 (3) 丘珠空港に関する本市施策等の調査 (4) 市内公共交通に関する本市施策等の調査 (5) その他交通施策に関する調査	

調査結果の取扱い	内 容	備 考
① 意見書の提出	交通施策の早期実現に向け、必要に応じて関係機関に対し意見書を提出する。	意見書、決議及び報告書の取りまとめは、理事会の協議事項とする。
② 決議の提出	本市に対し調査の結果明らかとなった課題等について改善を求めるとともに、交通施策の早期実現に取り組むよう要請するため必要に応じて決議を提出する。	
③ 報告書の作成	必要に応じて調査結果に基づく報告書を作成する。	

懇談会・委員派遣	内 容	備 考
① 懇談会	本市交通施策の諸課題等について調査するため、学識経験者等を参考人として招き、意見交換を行う。	必要性や具体的内容については、理事会で協議する。
② 行政視察	交通施策に係る先進都市の取り組み等に関する調査を行うため、委員を派遣する。	
③ 要望活動	本市交通施策の早期実現に向けて、状況に応じ、関係省庁や国会議員に対し予算措置や法的整備等に係る要望活動を行うため、委員を派遣する。	